

大分県民芸術文化祭開催要綱

1 開催趣旨

県民の文化活動の発表と鑑賞の機会を広く提供することにより、文化の香り高いふるさと大分の実現をめざす大分県民芸術文化祭（以下「県民芸術文化祭」という。）を開催する。

2 主 催

大分県民芸術文化祭実行委員会、各行事の主催団体等

3 事業内容

大分県民芸術文化祭実行委員会が主催、共催または後援する行事は次のとおりとする。

（１）『芸術文化フェスティバル』

芸術文化団体の活性化と芸術文化の発展に寄与する事業で、県民芸術文化祭の中心となるもの。

（主催）開幕行事、閉幕行事、県美展

各ジャンルごとの文化団体等が成果を発表し、文化の継承、発展、普及を図るもの。

（共催）ジャンル別行事

若者（高校生・大学生を含む）を中心とする団体が主催する行事で、多くの県民の参加と交流を通じて各ジャンルごとの文化の創造と振興に資するもの。

（共催）若者行事

文化活動の底辺拡大を目的とする、未経験者あるいは初心者を対象とする事業およびある程度の技量を有する者を対象とし、さらなる技量の向上を目的とするもの。

（主催）研修会事業

（２）『地域文化フェスティバル』

地域において、市町村や地域の文化団体、地域づくり団体、伝統文化の保存団体等が主催する芸術・伝統文化に関する公演等で、多くの県民の参加と交流を通じて各地域の文化の創造と振興に資するもの。

（共催）地域文化行事

（３）『参加行事』

芸術文化団体、市町村、企業等が主催する県民芸術文化祭の趣旨に沿った行事で、大分県民芸術文化祭実行委員会が補助金を交付しないもの。

参加行事：別に定める「大分県民芸術文化祭参加行事实施要領」により承認を受けたもの。

特別参加行事：市町村、公立文化施設などの自主事業で、実行委員会会長が特に認めたもの。

（後援）参加行事、特別参加行事

4 開催期間

毎年10月1日から11月30日までの2ヶ月とする。
(ただし、参加行事については、その前後1ヶ月間も含む。)

5 開催地

開催地は、県内市町村とする。

6 経費

文化祭の開催経費については、大分県からの補助金、主催団体の自己財源、及びその他収入をもって充てる。

附 則

この要綱は、平成17年度予算にかかる事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度予算にかかる事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年度予算にかかる事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度予算にかかる事業から適用する。